

那覇市保健所 次期総合衛生システム導入事業
仕様書

令和6年5月



1 事業概要

(1) 目的

本市は、平成 31 年 4 月より Web 型の管理システムにより保健所業務（食品衛生、生活衛生、医事、薬事）をオンプレミス型で運用を行っている。

次期システムにおいては、本市DX推進計画のセキュリティ対策基本方針に基づき、外部からの侵入や人為並びに自然災害発生等を想定した情報資産の適切な管理及び運用による物理的対策を講ずるため、LGWAN-ASP方式での運用を検討している。

さらにDX推進の観点により、施設監視時等におけるタブレット機能活用による業務効率化や、国の「食品衛生申請等システム」や本市の電子申請システム等とのデータ連携が可能なパッケージ導入を行うものとする。

(2) 法令の遵守

受託事業者は法令を遵守し、導入する本システムが適切適法な環境のもと稼働できるよう業務を実施するものとする。

(3) 計画書等の提出

受託者は、本作業着手に先立ち速やかに、作業実施計画書、着手届、作業工程表及び管理技術者届を提出して本市の承認を受けるとともに、作業実施期間中は進捗状況を随時報告するものとする。

(4) 作業の打合せ

受託者は、作業実施前及び作業期間中は、本市との打合せを密に行い詳細な点については、緊密な連絡を保ち作業するものとする。また、受託者は、作業の打合せの記録簿を作成し、本市に提出するものとする。

(5) セキュリティ対策及び個人情報の保護

受託者は、本市情報セキュリティポリシーを遵守すること。ならびに、受託者は、業務実施において知り得た行政内部情報（周知の情報は除く）及び個人情報について、本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは提供してはならない。業務上で使用するデータは、その情報が漏洩することのないよう厳格に取り扱うこと。受託者は、本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないこと。また、この取り扱いは、契約期間の完了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

(6) 事業期間及び契約

ア、構築期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

イ、運用期間

本稼働の日から令和12年3月31日まで

ウ、契約

本事業は、公募型プロポーザルにて選定された受注候補者と随意契約にて締結する。なお、受注候補者が辞退した場合、次点候補者と提案内容の確認を行い、その結果に基づき契約を実施する。

エ、契約にあたっての注意事項

- 1) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び那覇市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。
- 2) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本事業の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。その場合、見積書を改めて徴収するものとする。

(7) 納期・実施スケジュール

ア、受託事業者は、要求仕様に基づく全体スケジュールを記載すること。

イ、本システムの稼働スケジュールは、以下のとおり予定している。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1) 契約 | 令和6年7月 |
| 2) システム導入 | 令和6年7月～ |
| 3) システム仮稼働 | 令和7年1月～ |
| 4) システム最終検査、操作研修 | 令和7年3月～ |
| 5) システム本稼働、運用保守 | 令和7年4月1日～ |
| 6) データ移行準備 | 令和11年7月以降 |

ウ、原則、スケジュールを厳守すること。なお、前述と異なるスケジュールを提案する場合は、その合理的理由を明示すること。

エ、制度改正及び緊急避難的な理由等による稼働スケジュールの変更は、協議のうえ対応することを前提とする。

(8) 手続き及び損害賠償

本事業に必要な諸手続きは、受託者の責任において行い、その写しを本市に提出しなければならない。また、本作業実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は受託者が負い、発生原因、経過及び被害等の状況を本市に速やかに報告し、指示に従うものとする。

(9) 疑義

本仕様書並びに本事業に基づく法令等に明示なき事項又は疑義を生じた事項については、本市と受託者はその都度協議し、受託者は本市の指示に従うものとする。

(10) 権利の帰属

本事業による成果品の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受託者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て本市に帰属するものとする。

2 業務内容

(1) 対象業務

総合衛生システム（以下、「システム」という）は、食品衛生業務、生活衛生業務、医事業務、薬事業務の4業務から構成されるシステムである。

(2) 業務の範囲

システムは、2（3）以降に示す基本条件及び機能要件等に従い、業務を行うこと。業務の範囲は以下のとおり。

導入業務

運用保守業務

業務引継ぎ

データ移行支援

納入

(3) システム基本条件

本システムの基本条件は以下のとおりとする。

- ア、Web アプリケーションシステムの採用を前提とし、LGWAN-ASP方式とする。
- イ、LGWAN 接続端末を利用し、衛生情報を管理・登録・編集できるシステムとする。
- ウ、対象業務を処理する情報処理システムとして、本市人口規模以上に対応し得ることとし、調達目的を達成できる実績のあるシステムであること。
- エ、職員及び端末の増加に対してクライアントライセンス等の費用が新たに発生しない導入形態とすること。また、受託期間内のクライアント増加及び端末入替によるサーバー及び機器設定（インストール設定作業）についても本事業に含むものとする。
- オ、本市職員が管理・登録・編集・参照が可能であるものとし、リアルタイムに共有を行うことができるものとする。また、必要に応じて詳細なアクセス権の設定ができるものとする。
- カ、本システム導入の前提となる利用者側の組織規模、利用人員、各業種の施設数及び監視件数等の情報は、次のドキュメント及び市ホームページ統計情報等を参照のこと。

1) 運用環境

利用場所：那覇市保健所 生活衛生課

利用人数：20名予定

最大同時接続数：20台予定

2) クライアント性能

市側が準備する当初のPCのスペックは、下記のとおりとする。

OS	Windows10 Pro 64bit ※
CPU	インテル® Core™i3 以上
メモリ	4GB 以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
ソフト	Microsoft Office 365

※ 将来的にWindows11 64bitに変更予定だが、時期は未定。

Windows10、Windows11のどちらにも対応できるものとする。

3) 各業種施設数及び監視件数（令和6年3月31日現在）

業務名	施設数	廃業／廃止件数	R5年度 監視件数
食品衛生	13,060	2,148	1,864
生活衛生	4,604	124	1,832
医事	797	46	19
薬事	1,332	61	149

(4) 設置場所

サービス提供機器の設置場所については、事業継続性の観点よりサーバー及びその周辺機器はデータセンターへ設置することとし、機器を始め機器設置環境は全て受託者が用意すること。なお、データセンターの機器によるサービス提供を原則とするが、一部の機器を庁内に設置する場合には、本市と協議のうえ判断することとする。機器はサービス提供のための装置であるため、受託者が用意した機器を設置し、その利用料はサービス利用料に含めることとし、機器の運用についてもサービス利用料に含めることとする。

(5) データセンター

データセンターの設備やネットワーク構成について提案すること。

要件は次のとおりとする。

- ア、日本国内にあり、複数の交通手段で容易にアクセス可能であること。
- イ、立地、建屋は耐災害性に優れ、電源、空調、消火設備についても業務継続性に配慮されていること。
- ウ、対面受付や入退室管理等のセキュリティ対策が施されていること。
- エ、総合行政ネットワークASPのサービスリストに登録されている、またはR6年度中に登録予定のデータセンターであること。

(6) ネットワーク接続環境

ネットワーク接続環境については、アクセス回線に LGWAN 回線を活用した構成とする。但し、以下に示す本市のネットワーク接続環境を考慮し、システム利用に必要な帯域を具体的に試算し、システムの安定稼働に支障のないネットワーク構成とすること。また、セキュリティや経済性にも配慮すること。現状のネットワーク接続環境は以下のとおりである。

ア、 LGWAN 接続回線	100MB を 7 市町村で共有
イ、 クライアント PC の接続方法	無線 LAN/有線 LAN
ウ、 既存ネットワークの利用プロトコル	TCP/IP

3 機能要件

(1) システム機能要件

本システムに求める要件については、以下の別紙 1～3 のとおりとすること。

- (別紙 1) 基本要件一覧
- (別紙 2) 機能要件一覧
- (別紙 3) 要求帳票一覧

なお、充足できない要件がある場合は、当該要件に代わる適切な代替案を提案し、システムの運用管理に支障のない構成とすること。

また、別紙 1～2 に記載の要件のほか、本市 DX 推進計画（別紙 6）のうち No. 3、4、9、13 に関連する有用な提案、ならびに、本市に有用な独自の提案がある場合には、別途提案すること。

(2) ハードウェア要件

ア、タブレット端末

本システムは、施設監視指導業務において、持ち出し可能なタブレット端末の利用を想定しており、施設監視時に必要な事業所情報や項目などを容易に確認できることとする。食品衛生業務からのスタートを想定しているが、他業種の環境が整い次第、他業種でも端末を用いて施設監視を行うことを想定している。

端末は持ち出し可能なことから、別紙 1～2 の要件一覧をもとに提案を行うこと。なお、本端末の台数は 3 台以上とし、タブレット端末の使用料及び通信料も含め、本事業の予算範囲内で調達することとする。

イ、データバックアップ

定期的な自動バックアップ機能を有し、大量データを安全かつ高速にバックアップできる構成とすること。障害時にリカバリーする必要があるときは容易に確実に実施できるバックアップシステム構成とし、具体的に提案すること。

ウ、サーバー

LGWAN-ASP 対応方式のため、原則としてサーバーは置かないことを想定しているが、データセンターが災害で被災した場合などに備え、バックアップとしてサーバー設置を提案する場合は、以下のとおりとすること。

バックアップ装置をネットワーク経由で別の場所（市庁舎等）に保管する場合は情報政策課との調整が必要となる。また、職員の負担がかからないような運用に配慮すること。

※サーバーの設置場所については、設定するラック等の指定があるので、情報政策課と事前に調整すること。

(3) ソフトウェア要件

ア、利用組織及び利用人員の利用に十分耐えうるレスポンス性能を有すること。

イ、システムは、セキュリティ対策として全運用期間を通してウイルス対策を受託事業者が施すこと。ウイルス対策ソフトの更新については、ネットワーク分離のため、インターネット経由での更新ができないため、リモート PC 等から手動で行う必要がある。

ウ、データベースは、信頼性が高く少なくとも 30 万人規模以上の団体等の採用実績を有するものであること。

エ、GUI の統一を図り、同一イメージの画面操作、画面遷移を実現し、提供システムで統一した操作性を確保すること。

オ、各種統計データ及び運用管理上必要な統計データの作成が容易にできる EUC 機能を有すること。

(4) カスタマイズ要件

ア、手法

システムのカスタマイズは、極力実施しない方針としているが、システム機能要件を満たす手法として、必要最小限の範囲内でカスタマイズを施すこと。

また、本システムと連携するサブシステムを構築して機能を提供する手法も可とする。

イ、議事録

受託事業者は、システムのカスタマイズ及びサブシステム構築を行うにあたって会議を行う場合は、会議の議事内容、協議内容及び結果について、書面により議事録を作成して市に提出すること。

4 導入業務

(1) 業務計画書

システムの導入にあたっては、業務計画書を作成し、契約締結後 14 営業日以内に提出すること。業務計画書の作成にあたっては、事業の目標、作業範囲及び目的達成指標等を定義し、内容についてはマスタスケジュール、詳細スケジュール

ル、プロジェクト管理方法、進捗管理方法、設計開発の進め方、会議体（設計に必要な会議及び打合せ並びに進捗状況を報告する報告会等）、リスク管理方法及び疑義等が生じた場合の連絡方法等（Q & Aの連絡方法及びテスト時の障害等の連絡票の連絡方法等）、受託者の方針を具体的に記述した計画書とし、本市と協議し合意した内容とすること。特に進捗遅延については、遅れの期間に応じた対処方法を明記すること（例：予定から2週間以上の遅延の場合はプロジェクトマネージャーから原因と具体的な対応方法、回復予定時期を提示する等）。

（2） データ移行

- ア、システムへのデータ移行にかかる設計、開発、データクレンジング・変換・精査・確認等の実施作業を受託事業者の作業の範囲とする。
- イ、入力源となる情報は、現行システム契約事業者より電子データの提供を受けることになっている。整備にあたっての対象範囲及びデータの提供回数は、受託事業者決定後に別途調整の上、決定する。また、以下の内容を含むデータ移行計画書を提出すること。
 - ・ 移行対象データの範囲
 - ・ 移行にかかるリハーサル、本番移行等のスケジュール
 - ・ 移行に係る受託者の実施体制、市との役割分担
- ウ、データ移行後、提供された電子データが完全に移行できているか、受託者の負担と責任において全ての項目において検証すること。

（3） システム導入

本仕様書及び別紙1～2の要件を踏まえ、システムのサービス提供に必要なハードウェア及びソフトウェア等の導入、調整並びにネットワークへの設定・接続等、システム稼働に必要な環境設定及びテストを行うこと。

また、本番用環境とは別にテスト環境・研修環境を構築すること。テスト環境・研修環境ではパッケージバージョンアップ等にかかる検証や利用者の研修に利用し、本番用データは利用しないものとする。

- ア、サービス提供機器については、システム稼働に支障がないよう性能等について十分考慮し、必要以上に過剰なスペックとならないように留意すること。
- イ、システムの開発及び運用に支障がないよう開発元及び販売元から安定的な支援が受けられるように留意し、システムに障害が起こっても業務が継続できるよう、障害時の運用切り替えができる等障害対策を考慮したシステム構成とすること。
- ウ、バージョンアップや制度改正等があった場合でもシステムを停止することなく業務時間中にテストが実施できるよう等システム構成に留意すること。
- エ、システムの稼働後5年間の利用を想定し、その間のデータ量増加見通しも受託者の経験を踏まえ、システム構成に留意すること。

- オ、導入、調整及びテストは、受託者の負担と責任において実施すること。
- カ、導入、調整及びテストの日程及び方法等については、あらかじめ本市と協議し了承を得ること。
- キ、テストにあたっては、テスト計画書を作成の上、本市の了承を得ること。なお、利用者側のテストが十分な期間と内容で行えるよう、支援すること。

(4) 外字について

- ア、現行システムで行っている外字管理について、本システム導入後においても適切な情報が表示及び出力されるよう外字データ統合を行い移行すること。
- イ、本システム稼働までに市が必要と判断する外字についても、本システム用外字として利用できる環境を整備すること。
- ウ、コード変換及び外字変換は、受託事業者側で行ない、その作業に関する一切の費用は、受託事業者負担とする。

(5) 職員認証

- ア、本システムへの職員アクセスは、認証方式として ID・パスワード方式もしくは同等以上の機能の認証システムを整備すること。
- イ、ユーザ情報の登録設定等は、アクセス権限とともに一元管理できるものとする。
- ウ、システムのオペレーションレベルを区別できる職員権限設定など、誤操作やセキュリティに対応した機能を有するシステムとする。

(6) 操作研修及び操作マニュアル

- ア、本システムの本稼働前に、利用課職員に対してシステム操作研修を実施すること。
- イ、マニュアルは、利用課職員が業務において十分参考となる内容を記述し、電子及び紙で提供すること。また、システム画面においても見ることができるようになること。

5 運用保守業務

(1) システム保守業務

- ア、受託事業者は、発生した障害及び不具合に関し、発生後、対応の切分、内容の調査分析、対応策の検討と市の協議・承認を経て対応する。
なお、原則 24 時間 365 日稼働可能なシステムとし、通常業務時間の障害については、1 時間以内の対応（着手）を原則とすること。
- イ、システム操作に関する問合せや不具合・要望については、システム開発元へ直接問合せを行うことが可能な体制とすること。
また、必要システム改修についても本市担当者とシステム開発元にて改修内容について直接協議することが可能な体制とし、運用保守サポートを円滑に行う

ための体制を構築すること。

ウ、法改正及び法改正に伴う条例・規則改正等によるシステムの改修については、運用サポート内で機能の提供を行うこと。改修内容については本市と協議の上進めること。しかし、改修規模に応じて別途費用が発生する場合は本市と協議の上進める。

また、システムの機能追加、改修等により、バージョンアップした場合についても、運用サポート内で機能の提供を行うこと。

(2) ハードウェア保守業務

受託事業者は、業務受託期間中のサーバー、提供したハードウェア設備に関し、故障修理や部品交換、定期の点検及び清掃、整然とした設備環境の維持保全、機器の正常動作を確保するため設定等、一切の保守業務を実施すること。

(3) ソフトウェア保守業務

ア、受託事業者は、システム運用期間中の業務アプリケーションや基本 OS 等のソフトウェアに関し、セキュリティパッチ適用、バグ対応等の保守業務を実施する。特に業務アプリケーションのバグは、業務処理に大きく影響している場合は、迅速な修正対応を実施しなければならない。

イ、法改正及び法改正に伴う条例・規則改正等への業務アプリケーション対応は、原則としてシステム保守業務の対象とする。

ただし、大規模な制度改正や対応する期間が極端に短期となる場合、あるいは国庫補助金等による助成制度等が示されている場合など、別途の経費支弁を必要と認めるときは、1 人月の作業量を超える部分に対する経費支弁を協議する。なお、当該積算についてもその手法を双方で協議する。

ウ、OS 等のバージョンアップ対応について

市側で調達している機器のスペックが上がり、OS、web ブラウザ及び Office 等が、バージョンアップされた場合の対応は、原則としてシステム保守業務の対象とする。

(4) 保守日程

ア、ハードウェア保守及びソフトウェア保守業務ともにシステム利用に支障のない日程で実施するものとする。

イ、対応実施後には、報告書を提出すること。

ウ、業務に要する部品、バックアップ媒体の物件費は、本事業に含むものとする。

(5) システム稼働後のサポート体制について

本システム稼働後、受託期間内は、市ユーザからの操作に関する問い合わせ、ハードウェア又はソフトウェアに起因する障害等が予測される。これらに対する受託

事業者のサポート体制を求める。

(6) 関係法令等に精通した担当者またはチームの配置について

本システムに係る関係法令等について精通し、本市の担当職員からの質問、相談、要望等について正確に把握し、適切な対応、情報共有を行える複数の担当者もしくはチームの配置を求める。

法改正等がされる際は、その内容について把握し、システムへの対応について提案を行えること。

また、担当者へ直接問合せを行うことが可能な体制とし、問合せへ対し、速やかに対応を行うこと。

担当者の変更がある場合においても、契約内容、システム要件、法改正への対応など確実に引継を行い、同上の対応を実施できることとし、システムの適切な利用ができるようにすること。

6 業務引継ぎ

- (1) 本事業の履行期間の終了、その他契約の終了事由の如何を問わず、本事業が終了する場合は、本事業終了日までに本事業を市が継続して遂行できる必要な措置を無償で講じること。
- (2) 他システムへの移行及び業務引継ぎに関しては、市に対して誠意をもって支援協力するものとする。
- (3) 受託事業者は、業務引継ぎに際しては、引き継ぐべき内容について、業務の流れ、進捗状況、資産資源の明細、資料保管場所、その他関連する業務情報等を記録した業務引継書を作成し、被引継者に対し本事業が停滞することのないように十分な説明を行った後に引き渡すこととする。

7 データ移行支援

本事業終了前のデータ移行においては、次のシステムに円滑に移行できるよう、受託者は誠意を持って協力すること。また、本市が指定するデータ（システム設定情報等を含む）の提供を求めた際は、無償で汎用性のあるデータ形式（文字情報であれば CSV、画像情報であれば PDF または JPEG 等）で提供すること。

8 納入及び成果物

(1) 納入

受託事業者は、システム及び機器設備等の納入にあたり、要求仕様、機能要件及びその他の条件を充足させること。納入前には十分な試験を実施し、社内検査合格書と試験結果報告書提出を求める。

(2) 検査

本事業は、受託者が作成し本市が承認した検査仕様書に基づく検査の合格をもって業務完了とする。規定に適合しないときは、直ちに本市と協議し、必要な要件を満たすよう修正等を行い、再検査を受けなければならない。また、この修正、再検査に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 成果物

本事業の成果物は以下のとおりとする。納入図書は正副1部と図書の電子ファイル(PDFファイル及びMS Officeファイルを保存したCD又はDVD)を提出すること。以下の納入図書以外のドキュメント又は異なる内容で納入する場合は、本市と受託者間で協議するものとする。

区分・ドキュメント名	内容	提出期限
1 総合衛生システム		令和7年3月31日
2 業務計画書	業務プロジェクト全体をまとめたもの	契約後14営業日以内
3 設計・仕様書	要件定義及びシステムの設計をまとめたもの	初期打合せ完了後
4 納入計画書	納入体制、納入スケジュール、納入物品、機器仕様等をまとめたもの	納入前
5 テスト資料	テスト計画、テスト結果をまとめたもの	テスト実施前及びテスト実施後
6 保守・運用設計書	保守・運用の考え方、作業計画、作業内容等をまとめたもの	導入時
7 マニュアル	運用、保守、管理、操作（管理者用、利用者用）、障害時対応マニュアル	導入時
8 研修資料	研修計画書、研修テキスト	研修前
9 構成図	システム及び、ネットワーク構成図、機器一覧、ソフトウェア一覧、データフロー図	導入時

10	設定資料	各種設定資料	導入時
11	各種ライセンス書類	ライセンス等の書類	導入時
12	議事録	打合せの議事録	会議開催後 10 日以内
13	その他	本市が指定する書類	随時

9 契約不適合

本事業において契約の内容に適合しない場合、受託事業者の契約不適合責任期間を検査合格日より1年間とし、隠れた不具合、機能不足や機能不良等を発見した場合、受託事業者は速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については協議の上、定めるものとする。

なお、契約不適合責任期間経過後に発見された不具合等の修正対応は、別途市側と協議の上、決定することとする。

10 その他

(1) 本事業の実施について、要求仕様に記載のない事項であっても、社会一般に通常実施される情報システムの導入、運用保守における作業項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。

(2) 受託者は、委託業務の処理を一括して第三者及び協力連携事業者へ委託してはならない。受託業務の一部を協力連携事業者以外の第三者に再委託するときは、あらかじめ、本市の承諾を受けること。承諾を求める際には、委託業務内容及び第三者の事業者名を明記した書面を提出すること。

また、受託した第三者は本仕様書の内容を遵守し、最終的な責任は本契約の受託者に帰属するものとする。

なお、第三者からのさらなる再委託は認めない。